



# 令和6年度 福井市在宅福祉サービス



## 在宅生活に不安を持つ高齢者を支援します

### ～ひとり暮らし等高齢者登録～

対象となる方

市内にお住まいで、親族との交流機会が少ないなど在宅生活に不安がある方。  
次のような方を対象としています。  
(1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者  
(2) 65歳以上の高齢者のみの世帯  
(3) 高齢者世帯に準じる世帯（65歳未満の親族等と同居しているが、親族等も病気又は障がいにより緊急時の対応ができない世帯）  
※施設入所や長期入院している方は対象外です。

内容

高齢者自身や家族の状況を登録することで、民生児童委員、ほやねっと（地域包括支援センター）など地域の支援者が見守りを行います。  
また、心身の状況に応じて①～③の福祉サービスを利用することができます。

## ①緊急時の対応を支援、ひとり暮らしの方の見守りを行います

### ～緊急通報体制整備事業～

#### 〈緊急通報装置レンタル・携帯電話短縮ボタン登録〉

病気の急変や事故など、在宅での突発的な緊急事態が生じたとき、緊急通報ボタンや携帯電話の短縮ボタンを押すことでセンターに通報が入り、必要に応じて自宅に駆けつけ、対応します。

また、認知症や認知症と思われる方で24時間見守りが必要な方には、生活反応センサーにより安否確認を行います。

**対象となる方** 65歳以上のひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、疾病を持ち、緊急時の対応に不安がある方  
※生活反応センサーは、認知症や認知症と思われる方、重篤な疾病により常時観察を要する方を対象とします。

**費用** 利用料…無料  
※通話料、移設工事費、装置設置の際に特別な工事を要する場合は、自己負担になります。

#### 〈見守りICT機器の設置〉

在宅時において、照明のオンオフを感知する専用の機器（電球）を設置し、24時間感知しない場合は事前に登録した親族へメールで通知することで、早期の状況確認を支援します。

**対象となる方** 65歳以上のひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、他者との交流が少なく、心身状態から日常的に安否確認の必要性がある方

**費用** 利用料…無料  
※電気代は利用者負担になります。  
※緊急通報装置レンタル、携帯電話短縮ボタン登録、見守りICT機器設置の併用申請はできません。

### ▶福井市消防局からのお知らせ～NET119 緊急通報ができます～

【内容】福井市消防局では、聴くことや、話すことが難しい方を対象に、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を利用し、簡単な操作で自分の位置を消防に伝え、素早く火災や救急車の通報ができるサービスを行なっています。登録を希望される方は、福井市消防局・管制課までお問い合わせください。

福井市消防局 管制課 TEL：0776-20-3999 FAX：0776-20-6119

ホームページアドレス：www.city.fukui.lg.jp/dept/d500/ffd-kansei/index.html

メールアドレス  
読み取り  
QRコード



## ②日常生活の簡易なお手伝いをします

### ～えがおでサポート事業～

**対象となる方** 右記要件すべてに該当する方  
●65歳以上のひとり暮らし等高齢者登録をされている方  
●生活に不安があり軽作業の援助が必要と認められる方  
●市民税非課税または均等割の世帯

**サービス内容** ①買い物代行・外出の援助（通院時）  
②屋内の掃除・整理整頓（日常生活を行う場所）  
洗濯、ごみの搬出  
③草取り（生活に必要な場所）  
・除雪（玄関から道路等生活路の確保）  
④代読・代筆  
⑤その他

**利用限度** ●介護予防・生活支援サービス事業対象者または介護保険認定者  
1ヵ月4時間以内  
●上記以外の方  
1週間2時間以内  
※サービスの種類によっては利用限度、利用日数が異なります。

**利用料** 1時間 250円  
※材料購入費・交通費等は別途自己負担になります。

## ③防火に配慮した生活を支援します

### ～日常生活用具給付事業～

火を使わずに調理が出来ます。

### 電磁調理器

**対象となる方** 下記要件すべてに該当する方

●65歳以上のひとり暮らし等高齢者登録をされている方  
●防火配慮が必要な方  
●市民税非課税世帯

**費用** 無料

## 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症についての正しい知識や対応の仕方を理解した方々のことです。日常生活の中で、認知症の方が困っていたら声をかけるなど、自分のできる範囲で認知症の方の応援をしていただきます。自治会や職場などでも、サポーター養成講座を開催できます。  
詳しくは、地域包括ケア推進課までご連絡下さい。



### ～すこやか介護用品支給事業～

●福井市の介護保険被保険者で、福井市にお住まいの在宅の要支援1以上の認定を受けられた方に、紙オムツ等を支給します。（一部自己負担あり）ただし、要介護3以下の方については、認定調査票の排尿・排便の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する方のみ対象となります。また、40～64歳の方は市民税非課税世帯に限ります。

お問い合わせ先 介護保険課 TEL:20-5715  
FAX:20-5766



## ご家族の介護で悩んでいませんか？

### ～介護者のつどい事業～

在宅で要介護者及び要支援者を介護している方を対象に、介護の仕方や健康づくりに関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流会を通じて、日頃の悩みや介護疲れの解消を図り、在宅介護を支援します。

お問い合わせ先：地域包括ケア推進課 TEL:20-5400

### ～男性介護者のつどい～

男性で介護をされている方を対象に、座談会を行います。慣れない介護や家事の悩みを男性介護者同士で気軽に語り合ってみませんか。

お問い合わせ先：ほやねっと中央北 認知症地域支援推進員  
TEL:27-5166

### ～介護者のための家族会～

介護している方が集い、同じ体験を持つ者同士が、日頃の思いを語り合い、介護等について学んでいます。

「かたらい会（福井市介護者家族の会）」  
お問い合わせ先：福井市社会福祉協議会  
TEL:26-1853

「認知症のひとと家族の会 福井県支部」  
お問い合わせ先：嶺北認知症疾患医療センター  
TEL:28-2929



## 住宅改修費の一部を助成します

### ～住まい環境整備支援事業～

#### 対象となる方

- 在宅で生活する要介護3以上の方、要介護1～2で車いすを使用している方、重度の上肢障害のある方など（ただし世帯の生計中心者が市税を完納していること）

#### 助 成 金

工事費の一部を助成します。所得によって上限が異なります（20万円、40万円、80万円）※所得制限あり  
※当該年度予算の範囲内で補助します。

必ず着工前に申請してください。新築・増築・賃貸物件は除きます。※介護保険の給付対象工事は対象外

#### 対象となる工事

- ①廊下・トイレ・浴室等の拡幅
- ②洗面台・流し台等の取替え
- ③レバー式蛇口等への取替え
- ④階段昇降機の設置
- ⑤移動改善のための扉新設
- ⑥居室周辺へのトイレの移設等
- ⑦手すりなど福祉用具設置のための補強工事
- ⑧その他の付帯工事 等

お問い合わせ先：地域包括ケア推進課  
TEL:20-5400

## 「成年後見制度」を利用することで、金銭管理や契約等の援助が受けられます。

「成年後見制度」は、認知症などによって判断能力が不十分な方々を保護するための制度です。自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスの契約を結んだりすることが難しい場合に、支援することができます。消費者被害を防ぐこともできます。

#### お問い合わせ先

担当のほやねっと(地域包括支援センター)  
または  
福井市地域包括ケア推進課まで

## 「日常生活自立支援事業」により日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助が受けられます。

認知症や知的障がい・精神障がいなどのある方が、できるだけ自立して地域で生活できるよう、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れや福祉サービスの利用手続きのお手伝いをします。

#### お問い合わせ先

福井市社会福祉協議会  
福井市田原1丁目13-6 TEL:22-0225  
FAX:26-9109

## 「自治会型デイホーム」に参加しましょう

自治会型デイホームでは、公民館や集会場などお住まいの地域の身近な場所で、健康づくりと生きがいづくりの介護予防を目的に開催しています。

#### お問い合わせ先

福井市社会福祉協議会  
TEL:26-1853  
FAX:26-9109

詳しくは下記の担当のほやねっと(地域包括支援センター)または地域包括ケア推進課までお問い合わせください。

## ほやねっと(地域包括支援センター)

| ほやねっと(地域包括支援センター)名 | 所在地                       | TEL・FAX                    | 担当地区                                        |
|--------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|
| ほやねっと明倫            | 木田1丁目3308（うららの家内）         | TEL.33-5777<br>FAX.60-0633 | 豊・木田                                        |
| ほやねっとあたご           | 明里町9-20（あたごデイサービス内）       | TEL.33-6800<br>FAX.33-6801 | 足羽・湊                                        |
| ほやねっと中央北           | 文京2丁目9-1（松原病院内）           | TEL.28-7271<br>FAX.63-5633 | 春山・宝永・松本                                    |
| ほやねっと不死鳥           | 日之出4丁目3-12（ふれあい公社内）       | TEL.20-5683<br>FAX.27-5852 | 順化・日之出・旭                                    |
| ほやねっとあずま           | 和田中町舟橋7-1（福井県済生会病院東館内）    | TEL.28-8511<br>FAX.28-8111 | 和田・円山                                       |
| ほやねっと大東            | 丸山町40-7（愛全園3階）            | TEL.53-4092<br>FAX.53-4093 | 啓蒙・岡保・東藤島                                   |
| ほやねっと九頭竜           | 高木中央3丁目1701（グループホームふじしま内） | TEL.57-0040<br>FAX.52-1212 | 中藤島・森田                                      |
| ほやねっと北             | 新田塚1丁目42-1（福井総合クリニック内）    | TEL.25-2510<br>FAX.25-8263 | 西藤島・河合・明新                                   |
| ほやねっとみなみ           | 下荒井町20-6（水谷ビル1階）          | TEL.43-1316<br>FAX.43-1317 | 清明・麻生津                                      |
| ほやねっと社             | 福1丁目1710                  | TEL.36-1246<br>FAX.36-0156 | 社南・社北・社西                                    |
| ほやねっと光             | 大瀬町23字101（東安居苑2階）         | TEL.35-0313<br>FAX.35-0301 | 日新・東安居・安居<br>一光・殿下・越廼<br>清水西・清水東<br>清水南・清水北 |
| ほやねっと川西            | 仙町6-4                     | TEL.97-8003<br>FAX.97-8067 | 大安寺・国見・鶉・棗<br>鷹巣・本郷・宮ノ下                     |
| ほやねっと東足羽           | 下六条町217（厚生健康福祉センター内）      | TEL.41-4135<br>FAX.41-3714 | 酒生・一乗・上文殊                                   |
| 【すいだに相談所】          | 梶谷町12-9-2                 | TEL.90-3858                | 文殊・六条・東郷・美山                                 |

市の相談窓口 地域包括ケア推進課 TEL:20-5400  
FAX:20-5426